

平成30年度 第11回 春日区地域協議会 次 第

日時：平成31年1月17日（木）午後6時30分から
会場：上越市市民プラザ 第2会議室

延 2時間 25分

1 開 会

2 議 題

（1）地域活動支援事業について

① H31 年度の採択方針等の検討・確定

第1部：分科会

【60分】

第2部：全体会

【60分】

② 事前説明会 実施計画案の検討・確定

【15分】

3 その他

（1）次回開催日と内容

【5分】

（2）その他

【5分】

4 閉 会

※休憩は審議に支障がない範囲で随時

H31年度 地域活動支援事業の採択方針等の検討（見直し）にかかる 審議の進め方について

【1 市の検証結果】

全市・春日区いずれの検証を行い、市へ回答したが、全市的な扱いとして、制度としての変更まで行わずに春日区の実情に合わせた使いやすい補助事業にすべきという結論。

（全市での検証結果のうち10項目については、市の「方向性・案」の提示があったが、あくまでもそれを決めるのは「春日区地域協議会」になる。）

【2 検証結果の必要に応じた活用】

「春日区の制度」として
取り入れるべきもの、削るべきものは何か？

「分科会」で審議
(3班・名簿順)

宿題

次回(1/17 開催)の協議会までに、

●様式1+様式2 & 下資料①+下資料②

●11/30 実施第10回の“会長会議資料一式”

から、制度・ルールとして取り入れるべきもの、削るべきものをピックアップしてくる

特に…、

(1)市からの案（方針）にあった、

- ① 事業主体の構成員に補助事業の成果が限定される事業を補助対象とするか。
(野球チーム、趣味の会 等)
- ② 自らの直接的な活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象とするか。
(コピー機・楽器の購入 等)
- ③ 同事業を連続して提案採択する場合の補助率の見直しを行うか。
(行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)
- ④ ソフト事業を中心とすべく、備品購入費等の特定科目の上限割合を設定するか。
(行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)
- ⑤ 予算消化主義を避けるために、追加募集する場合のルールをどうするか。
(ルール化する場合は、制度(ルール)設計を含む)

(2)町内会との情報交換会アンケート結果にあった、

- ① 早期の交付決定に向け、審査の簡略化・迅速化への工夫が図れるか。
(図る場合はその具体的方法を含む)

【3 全体会】

全体会で発表・審議

【4 審査・採択方法の見直し】

【資料2】にて整理

【5 新しいルールの確定】

※これら一連を、1/17の協議会にて全て決定させます。

審議の先延ばしは、要項の作成などの準備によりできませんので各自素案(=宿題)をご自宅にて検討願います。

平成 31 年度の地域活動支援事業の採択方針等の検討について（春日区）

※表中の「資料No.1」は第 11 回協議会の資料

1. 基本的事項

項目	平成 30 年度の状況 ※H29→30 の変更点は二重下線で示している	備考	平成 31 年度の方針	検討結果 (見直しの有無)
採 択 方 針	<p>地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした環境整備のため、住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業 ●地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業 ●春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業 ●観光に関するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業 ●関係団体や地域住民の総力をあげた環境への関心向上のための事業 ●春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業 ●芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業 ●地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業 <p>(順不同)</p>	29 年度から「保存整備を基本とした」を追加	<p>補助対象外事業の整理[資料No.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)－① ・(1)－② ・(1)－④ 	無・有
補 助 率	10/10以内	審査・採択の過程で減額等の対応が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)－③ 	無・有
補助金の 限度額 (上限・下限)	<p>上限：なし（春日区の採択可能額が上限となる）</p> <p>下限：5万円（5万円未満の事業は対象外）</p>	—		無・有
ヒアリング (疑問点の 解消方法)	<p><u>提案者へは、“できるかぎり”プレゼンテーションの実施をお願いする。</u>しない場合は、書面による照会を行い「質疑応答集」を作成する。</p> <p><u>プレゼンテーションでは、委員は、事前にお伝えした質問の回答に不明な点がある場合のみ“再質問”をすることがある。この場合、進行役が内容を判断・整理し、提案者に回答を求めている。</u></p>	29 年度からプレゼンテーションを実施。 (ヒアリングの実施なし)		無・有
共通審査基 準の項目と 配点	<p>5項目とも配点5（25点満点、傾斜配点なし）</p> <p>公益性：5点、必要性：5点、実現性：5点、参加性：5点、発展性：5点</p>	—		無・有
順位付けの 方法	共通審査基準の平均点の合計得点が高い順に順位付けを行う	採択方針への適合判定結果は、採否並びに採択額決定時の参考とする		無・有
	<p>「評価の低い事業」とする基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「採択方針」の適合性（○または×） …委員の2/3以上が採択方針に“適合しない”と判断する事業 ・共通審査基準に基づく採点（5点～1点） …共通審査基準5項目のうち、<u>1つでも平均点が2点未満の事業</u> 	事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。 (つまり番外として上記で順位付された事業の下位に置く事業)		無・有

2. 審査から採択決定に至るまでの流れ

平成 30 年度の状況	ポイント	平成 31 年度の方針	検討結果 (見直しの有無)								
<p>★下線部は委員が行う作業</p> <p>①センター：提案の取りまとめ (「事業提案書(様式)」に変更を加え、事業を達成するために要する最低限の費目とその額、プレゼンテーションを希望するか否かを“選択する欄”を記入してもらう)</p> <p>↓</p> <p>②センター：各委員へ事業提案書等を配布</p> <p>↓</p> <p>③委員：事業内容を確認 ・(質問がある場合) 質問票の作成 ⇒ ④センターへ報告</p> <p>↓</p> <p>⑤センター：委員からの質問票一覧の事前配布 + 委員：内容確認</p> <p>↓</p> <p>⑥委員：質問票一覧による課題の共有と質問事項の確定【協議会Ⅰ開催】</p> <p>↓</p> <table border="1" data-bbox="225 879 1359 1425"> <tr> <td data-bbox="225 879 810 926">Aプレゼンテーションを希望する団体</td> <td data-bbox="816 879 1359 926">Bプレゼンテーションを希望されない団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="225 930 1359 976">⑦センター：提案者への確定質問事項送付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 980 810 1110">⑧提案者：回答準備</td> <td data-bbox="816 980 1359 1110">⑧提案者：回答の作成+提出 ⑨センター：提案者からの回答とりまとめ ⑩センター：委員宛回答一覧の送付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1115 810 1425">⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会Ⅱ開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による”回答 ・委員による関連質問 ※「1.基本的事項」中、「ヒアリング(疑問点の消方法)」関連</td> <td data-bbox="816 1115 1359 1425">⑪委員：回答一覧の内容確認</td> </tr> </table> <p>↓</p> <p>A 委員：意見交換会の実施【協議会Ⅲ開催】</p> <p>↓</p> <p>B 委員：自宅採点 減額案調整シートの作成 } ⇒ ⑬'センターへ報告</p> <p>↓</p> <p>C センター：結果集計 ⇒ 委員宛結果一覧、減額案調整シートの事前送付</p> <p>↓</p> <p>D 委員：審査・採択事業の決定【協議会Ⅳ開催】</p>	Aプレゼンテーションを 希望する 団体	Bプレゼンテーションを 希望されない 団体	⑦センター：提案者への確定質問事項送付		⑧提案者：回答準備	⑧提案者：回答の作成+提出 ⑨センター：提案者からの回答とりまとめ ⑩センター：委員宛回答一覧の送付	⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会Ⅱ開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による”回答 ・ 委員による関連質問 ※「1.基本的事項」中、「ヒアリング(疑問点の消方法)」関連	⑪委員：回答一覧の内容確認			無・有
Aプレゼンテーションを 希望する 団体	Bプレゼンテーションを 希望されない 団体										
⑦センター：提案者への確定質問事項送付											
⑧提案者：回答準備	⑧提案者：回答の作成+提出 ⑨センター：提案者からの回答とりまとめ ⑩センター：委員宛回答一覧の送付										
⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会Ⅱ開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による”回答 ・ 委員による関連質問 ※「1.基本的事項」中、「ヒアリング(疑問点の消方法)」関連	⑪委員：回答一覧の内容確認										

3. 提案事業の補助希望額の総額が配分額を大幅に上回った場合の採択事業と採択額の決定方法について

項目	平成30年度の状況	ポイント	平成31年度の方針	検討結果 (見直しの有無)
①採択事業の仮決定	不採択とすべき事業を仮決定する。	集計結果の順位を尊重して仮決定 ※ 採択事業となっても、採択額の協議の過程で予算配分ができず、実質不採択となることがある	「順位表」が“参考資料”の扱いに転じた ↓ そもそも採点と順位付けは必要か？ [資料No.1] (2)-①	無・有
②採択額の仮決定	採択事業の採択額(補助額)を仮決定する。	補助総額が配分額に対して、どの程度になるかを見極めるため、集計結果を尊重して採択額を仮決定 ※ 原則として順位付けに応じた減額を行う(逆転状態が生じないように留意する)		
③採択事業と採択額の本決定	仮採択並びに決定額の妥当性を検証する。	・仮採択事業並びに採択額が順位付けと整合しているか再確認し、必要に応じて調整 ・また、不採択並びに減額対応とした提案について、提案者に説明する判断理由を確認・整理		

4. 申し合わせ事項

項目	平成30年度の状況	ポイント	平成31年度の方針	検討結果 (見直しの有無)
委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	・提案のあった全ての事業の審査・採点を行う。ただし、当該事業を擁護する発言は自粛することとする。 ・ <u>プレゼンテーションも自粛する。</u>	一般の提案団体との公平性・公正性を保つ観点から左記の対応としている。		無・有

5. 募集期間

項目	平成30年度の状況	ポイント	平成31年度の方針	検討結果 (見直しの有無)
当初募集	平成30年4月2日(月)～23日(月)まで —参考— 25年度:4/1～4/15 26年度:4/1～4/15 27年度:4/1～4/21 28年度:4/1～4/28 30年度:4/3～4/21		平成31年4月__日(__)～__日(__)まで	
追加募集	当初募集を踏襲する	下資料①より	_____ ・[資料No.1] (1)-⑤	無・有

6. その他

項目	平成30年度の状況	平成31年度の方針

地域活動支援事業 事前説明会 実施計画（春日区）

- 案 -

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて制度・提案要領等の説明を行い、より多くの提案を促す。

2 参加対象

- ・春日区内に在住する市民
- ・春日地区の町内会長
- ・〃 の各種団体（これまでの地域活動支援事業提案団体等）

3 広報周知

- ・地域協議会だよりの全戸配布（2/15号の広報上越と一緒に配布）
- ・各団体代表者に開催通知を送付（事務局による）
- ・地域協議会委員からの声かけ

（地域協議会委員による団体の新規団体への声掛け…目標：委員1名につき1団体）

4 出席者

- ・春日区地域協議会 正副会長 3名
- ・事務局 3名 …計6名

5 内容

（進行：事務局）

【延 35 分】

(1) 開会の挨拶

3分

- ・吉田会長 挨拶

(3)

(2) H31 年度の地域活動支援事業の概要説明

30分

- ・事務局から説明
- ・質疑応答

(15)

(15)

(3) 閉会の挨拶

2分

- ・大竹副会長 挨拶

(2)

◎ 閉会後に参加者からの個別相談（事務局対応）

➡正副会長は解散

※ H30. 12. 11 町内会長との情報交換会を行ったため、「活動内容の報告」は行わない。

6 開催日及び会場 要調整事項

- ステップ1：いずれかのパターン①②を選択し、日時を決定する
- ステップ2：正副会長の日程により、日時を決定する

	パターン ①	パターン ②		
	平日の夜間	土日の昼間		
開催日時	3月 日 () 午後 6 時 30 分から	3月 日 () 午前 10 時から or 午後 1 時 30 分から		
会 場	上越市市民プラザ 第 会議室			
所要時間	約 35 分			
備 考	平成 29 年度における実績 (中部まちづくりセンター所管自治区分)			
	自治区分名	日時	会場	
	諏訪区	3/1 (木) 午後 7:30～ (約 30 分間)	諏訪地区公民館	一般参加者数 7 人
	新道区	3/5 (月) 午後 7:00～ (約 30 分間)	新道地区公民館	20 人
	春日区	3/7 (水) 午後 6:30～ (約 1 時間)	上越市市民プラザ 第 1 会議室	16 人
	高士区	3/8 (木) 午後 6:30～ (約 1 時間)	高士地区公民館	10 人
	津有区	3/9 (金) 午後 6:30～ (約 1 時間)	津有地区公民館	20 人
	※開催日順			
新道区、諏訪区 …協議会終了後に開催				
春日区、津有区、高士区 …単独で開催				

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。